

富士見市議会基本条例改正案 新旧対照表

新	旧
<p>○富士見市議会基本条例</p> <p>(会派)</p> <p>第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。</p> <p>2 会派は、政治上の主義、理念、政策等を共有する<u>2人以上の議員を</u>もって構成し、活動する。</p> <p>3 議長は、必要があると認めるときは、会派の代表者の会議を開催する。</p>	<p>○富士見市議会基本条例</p> <p>(会派)</p> <p>第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。</p> <p>2 会派は、政治上の主義、理念、政策等を共有する<u>議員で</u>構成し、活動する。</p> <p>3 議長は、必要があると認めるときは、会派の代表者の会議を開催する。</p>